

《研究ノート》

窮民について(2)

野崎氏隆

五 貧 困

われわれの言う貧困とは、まじめに生きようと努力している人々の貧困である、これまで明らかにされてきた胸の悪くなるような悖徳の暴露にもかかわらず、真面目な仕事によってパンをえようと努める人々が、数において、はるかに不正な人々を上回っているのである。日々、自分たちの貧しい稼ぎと、罪惡の結果との対比に直面していながら、なおかつそうであるのは、彼らの大きな名誉にほかならない。7才の子供なら盗みによって1週間に10 s. (シリング) 6 d. (ペンス) の金を容易につくれることはわかっているのだが、マッチ箱作りのような仕事——1 gro. (グロス) 作って2¼d. しか支払われず、作り手が自分で箱を乾かす火の算段をしなければならず、糊や紐も自分持ちである——によって、どれほど稼げるか？ 若い盗人と同じだけの金を手に入れるためには、人はマッチ箱を週に56gro. 日に1,296箱作らなければならない。いうまでもなく、これは不可能なことである、というのは大人でさえ、その数の半分以上を平均して作ることはめったにできないからである。^① また、婦人たちがほんのわずかの食事代をかせぐために、どれほどの時間そのかよわい手を動かさねばならないだろうか！ 彼女らは、ズボンの仕上げ仕事（つまり、裏地をぬいつけ、ボタン穴をかがり、ボタンをつける仕事）に一着2½ d. もらう、しかも、糸は自分持ちである。われわれはツイードのズボンを作っている婦人に、1日いくらになるかきいてみる、答えは1 s. である。だが、このあわれな婦人にとって、その1日とは何を意味するのか？

‘17時間’である！ 朝5時から夜10時まで——食時の休みもなしに。彼女は仕事をしながらパンの皮をかじり、ちょっぴりお茶をのむ^②、正しく、自分の針と糸で自分の生活ばかりでなく、自分の屍衣 (shroud) をも縫いあげるのである。男物のシャツを縫うのに、この婦人たちは 10 d. / doz. が支払われる。エプロン^③ に 3 d. / doz., ベビー・フードに 1 s. 6 d. ~ 2 s. 6 d. / doz., イースト・エンドのセント・ジョージ街に住む大勢の婦人や子供たち——この子供たちの一部はほんの7才である——は、袋作りにやとわれて、袋1つに 1 f. (ファージング：1961年廃貨, ¼ d.) もらっている。一軒の家には寡婦がなかば白痴の妹といっしょに暮らしてわら蒲団をつくっている、1つが 1¾ d. である。また、病気の夫と世話のいる子供をかかえた婦人がいる。彼女は、シャツの仕上げ仕事にやとわれて、3 d. / doz., 最大限の努力によっても1日にわずか6 d. で、しかもその中から縫い糸は自分で出さなければならない。もう一人は片手の不自由な婦人で、マッチ箱づくりで自分と盲目の夫の生活を支えている。彼女は上に述べた公平な賃率で支払いをうけているが、2¼ d. / gro. の彼女の収入から、手伝いの少女に 1 d. / gro. を払わねばならない。コベント・ガーデンでは季節になると人々が豌豆の莢むきをして、1ペック (約9立) 1~2 d., 胡桃1かご^④ 6 d. をかせぐ。彼らの労働が、1日10 d. か 1 s. になるなら上首尾ということだが、比較的言えば同じことなのである。『隔週評論』誌の新米記者の訪問を受けた男は言う、「雇主は、仕事の報酬として私に 3 s. 払うごとに、1も手に入れるのです」と。このことは、3ギニーで売られる漁獵ブーツ1足にたいして、貧しい職人は、注文品なら 5 s. 3 d., 在庫用なら 4 s. 6 d. 受けとることを知れば容易に信じることができる。(稿末試算参照)

(* 貨幣呼称の不馴れもさることながら、ここでのいろいろな貨幣額が、100年前のロンドンの窮民の生活にどれほどのウェイトを占めるかを直感的に知ることは、われわれにとって非常に困難なことなので、最適例とは思わないが、この小冊子より約20年前の1860年代の労働者の食費について、『資本論』が、第1部第7篇第23章第5節のb. 「イギリスの工業労働者階級の低賃金層」の中

に、つぎのような金額を示しているので参考までにここに掲げる。

「大人1人当りの1週間の食費の一般的平均

絹織物工	2 s.	2 ½ d.
裁縫女工	2 s.	7 d.
革手袋製造工	2 s.	9 ½ d.
靴工	2 s.	7 ¾ d.
靴下編工	2 s.	6 ¼ d.]
5者の平均	2 s.	6 ½ d.
1人1日		4 ⅙ d.

なお、1880年代の理解のためにあえて1860年代の例を掲げたことについては訳注⑤参照)

(10—17) 1人の老仕立屋とその妻は、巡査の外套作りに雇われている。彼らは作り、仕上げ、蒸気アイロンをかけ、ボタンをつけなければならない、しかも糸は自分持ちである。⑥ これら一切合切にたいし、1着につき 2 s. 10 d. を受けとるのである。この老夫婦は、朝6時半から夜10時まで働く、こうして、2日に1着作るようにやりくりするのである。ここに1人の母親がいる、彼女は4人の子供から、素っ裸にしないまでも、脱がせうる衣服はなんでもはぎとって、それを質に入れたのだ。⑦ 酒を飲むためではなく、石炭と食べ物を買うためにである。1 s. が彼女の手に入れることのできたすべてであり、彼女はこの金で7 lbs. (約3 kg) の石炭とパンをひと山買った。われわれはすべてのページをこのようなもの悲しい小さな物語りで満たすことができるかもしれないが、それはたいへんに単調なものになるだろう、というのは、どこへ行ってみても同じ状態だからである。さらに忘れてならないことは、このような貧困の上に、いかにきびしく途方もない家賃の要求がおしつけられねばならなかったか、ということである。⑧ アイルランドの rack-renting⑨ (法外な地代・家賃) でさえ、——すこし以前にそれはわれわれの義憤をかきたてたのだが——比較してみれば情深いほどであった。万が一不承不承の家主が何かどうしても必要な修繕工事の実施とその支払を迫られるなら、それは新らしい強制取立金の口実となるのである。多くの部屋を経てわれわれはあるひとつの部

屋にはいる、その部屋の壁には人の頭ほどの大きさの穴があいていて、無雑作にそれがおおわれている。どんな風にか？ 古い石けん箱で作った1枚の板が、1本の釘で穴の上に打ちつけられていて、借家人にはその板ぎれをおおいかくすための1ヤード半の紙が与えられたのである。さて、この出費——たぶん、せいぜい4 d. ——にたいして、‘家賃週3 d. 割増し’とくる。もしこのことがわれわれの憤激を誘うに足るなら、つぎのことをどう考えなければならないか？ 先述の仕立屋の老夫婦は、1つの部屋に14年間住んでいる、その間その部屋はたった1度だけ部分的に手入れされただけである。家主は「すぐやりましょう」と請け合った、さて、過去3ヶ月間、家主は彼がこれから‘しようとしている’ことにたいして、家賃の割増しとして週6 d. を取り立てているのである。これが救いなき人々の忍従せざるをえない事態なのであり、彼らはこの厄介な巢窟 (pestilential dens) に1家の収入の半分にあたる家賃を課せられて、食物と衣服と火のためには1日にわずか4～6 d. が残るにすぎない。奴隷制の、そしてまた、名うての圧制の国において、かろうじて比較されうるほどの、貧しい人々の直面する苛酷さである。だがこれでおしまいではない、『教育法』(Education Act)^① がさらにこの貧困と収奪を深めさえするのである。その目差すところがいかに慈悲深かかろうとも、それは上述の階級の上に苛烈な重みでのしかかるのであり、3～4人の子供たちの1人々々の授業料に、週1～2 d. 出すとしても、それはそれだけのパンの欠乏を意味するのである。かかる貧困とむさくるしさの中で避けることのできないのは、人がたえず直面しなければならない胸もつぶれんばかりの悲惨の光景である。

訳注

- ① 筆者は学生時代京都でチューインガム包装のアルバイトをしたことがある。部屋代、食費その他から1日の平均生活費を計算し、チューインガムをいくつ包めばいいかを算出して仕事にとりかかった。朝から夜までそれにかかりきりでも、予定した1日分の生活費を手に入れることはできなかった経験がある。古今東西を問わず、この種の内職的工賃とはこのようなものらしい。

- ② (イ) お茶について。『資本論』につぎの文がある。

「ロンドンの悪評の高いベスナル・グリーン区（イースト・エンドのいわばど真中であり、前稿で触れたジャックの事件の舞台でもある：筆者）では、……9才から上の男女の子供たちが絹製造業者に自分自身を賃貸しする。“普通の条件は、週に1 s. 8 d.（これは親のものになる）と私自身の2 d. とで、ほかにお茶がある”（全集, xxiii,a,517, “ ”内は児童労働調査委員会1868年報告書の引用。傍点は野崎）

「（作業場の）容積1,280立方フィート。現在員14。容積1人当り91.5立方フィート。……彼女らの稼ぎは週7～15 s. で、ほかにお茶がつくということだった」（全集, xxv,a,120,『公衆衛生第6次報告』1868年からの引用、傍点は野崎）

賃金の「ほかにお茶がある」と調査に答えている少年や婦人の言葉は重要である。当時の労働者は職場でお茶をのませていただいたのでありこれは賃金部分にくい込むほどの重大なことだったのである。われわれの小冊子の婦人がのむ a little tea もそのような意味をもつ。

- (ロ) パンの皮について。

1978年5月21日、中日新聞朝刊は、大阪市寝屋川市で、生活苦の母Tさんが5児を抱えて栄養失調で死んだ、という記事をのせた。それによれば、Tさんの家計簿日誌には「食パンのミミ10円、2、3日つづく」「今日は内職の金が入ったのでごはんをたいた」と書かれていた、という。ついでに、寝屋川市福祉事務所保健課の話では、Tさん方は市の生活保護を受けていたが、Tさんから「私が働くので辞退したい」と申し出があり、77年5月24日から生活保護を打ち切られていた、とある。（傍点、野崎）

- ③ エプロン：原文は lawn tennis aprons とある。恐らく lawn tennis と lawn apron の両者を同時に念頭においての誤記か誤植であろう。lawn apron は辞書によると「紗織りの法衣の前掛け」とあるが、法衣の前掛けなどをこのような貧民窟で作るはずはないのでたんにエプロンと記した。

- ④ a basket of medlars is two bushels. But in general, this quantity is indefinite. *Webster's Dictionary*

- ⑤ 訳文中においたコメントの妥当性が、下表によって多少は主張できるのではないかと思う。表からきわめて概括的にイギリス19C. の60年代から80年代への労働者の生活の流れを看取できればいいので、メンデルソンも指摘しているような「厳密な生活水準の動態を判断しようとするとなんでもない誤り」を犯しているとは思わない。表で最初に目につくのは、生計費＝物価指数の安定である。70年代が少しもりがっている

イギリスの賃金と生計費

	名目賃金	生計費	実質賃金
1861	64	108	59
1862	65	105	62
1863	66	102	64
1864	69	101	68
1865	71	103	69
1866	74	109	68
1867	73	114	64
1868	73	112	65
1869	73	109	67
1870	75 (70.3)	109(107.2)	67 (65.3)
1871	77	109	71
1872	82	115	71
1873	87	116	75
1874	87	113	77
1875	86	109	79
1876	85	108	79
1877	85	110	77
1878	83	108	76
1879	82	103	79
1880	82	106	77
1881	82	105	78
1882	82	106	78
1883	83 (82.3)	104(105.0)	80 (79.0)
1900	100	100	100

- * 典拠：メンデリソン、『恐慌の理論と歴史』，青木書店版，第1分冊，p.329
以下の「主要国における賃金と生計費」中の当該年部分。
- ** 数値は1900年を100としたそれぞれの指数，生計費は物価指数に相当する。
- *** ()内は1861～70年の10年と，81～83年の3年のそれぞれの平均値（筆者計算）。
- **** この指数の統計的価値については，メンデリソン，同書，pp.333,334の表注参照。

ようだが，われわれの当面の問題である80年代は60年代のわずか1.02倍にすぎない。また，両時期の名目賃金は1.2倍，物価の安定を軸として実質賃金水準も同様1.2倍である。昭和53年の物価は昭和27年の4.5倍，名目賃金はその間実に16倍，という時代に生きてきたわれわれにはウソの様な話である。ついでに計算してみれば，コメントに示した大人1人1週間の食費2 s. 6½ d. でできた食事を，80年代には2 s. そこそこでできただろう。

しかし，昭和27年に食料費に8,767円支出した日本の都市勤労者世帯が，昭和53年には61,503円（7倍の金額）を費した生活動態に比すれば19c. のイギリスは「変化なし」と考えていいと思われ，したがって，コメントの例によって80年代を推測しうるだろう。（日本の数値は労働省の調査にもとづく，週刊東洋経済誌の長期統計である）

- ⑥ 「糸(火, 糊)が自分持ちで」行なわれる労働態様は、とくに封建末期から前期的もしくは初期資本主義段階に広くあらわれる、問屋制支配に特徴的なものである。そして、生産手段の一部を直接生産者の所有(=負担)にまかせるという形は、正に封建制農奴のその遺制にほかならない。この形態が資本制生産にひきつがれる場合、それは資本による「不変資本充用上の節約」(『資本論』, 第3部, 第1篇, 第5章)ではなく、不変資本不充用=労働者への転嫁による不当な利潤獲得となる。生産手段の一部とくに補助材料等を労働者に負担させること(たとえば、事務用品のあるものを事務員の私物で、というように)は、今日においても、中小零細企業といわずその例を見ることができ、また問屋が中小企業を支配して不等価交換にもとづく前期的商業利潤を取得する1方法であって、とくに繊維、雑貨を中心に商業資本が生産者を外業部支配の対象として組織し、いわゆる問屋制下請や製造問屋の形で存在させる場合、生産者側の分散性や経済的弱体のために、かかる労働態様は余儀なく発生するのである。

ところで小冊子に登場するいくつかの例のうち、マッチ箱作りはおそらく零細企業の末端につながる家庭内職であろうが、老仕立屋の場合は相当の技術をもつ職人、工芸師に属する階層であり、なおかかる労働態様にあることは、雇用労働に転化しえなかった小生産者のクスターリ(кустарь)の残存を思わせる。

なお、ついでに言えば経済的弱者にたいするかかる飽くなき利潤追求欲望は、今日たとえば鉱山や工場の安全設備や公害防止施設にたいする資本の怠慢に、儼乎として引きつがれている。

- ⑦ (質屋通いをしたことの無い恵まれた読者のためにとくにこの注をつける。質屋とは本来その日の糧に困った貧民のためにある金融機関である。)

「(ジャックの第4の事件の被害者の) 遺留品をさがすと、死体のそばの小箱中には… 2枚の質札が入っていた。スピットルフィールズ(注②ベスナル・グリーンの南側地区)の質屋のもので…、凶行の翌日、…被害者は私の妻ではないかと、シティ警察を訪ねた男があった。ジョン・ケリーという中年の労働者で市場の運送人夫をしていたが、今は失業中だった。…ケリーの証言で次のようなことがわかった。…この8月中旬に2人は、ケント州メイドストーンにビールの‘ホップ採み’のアルバイトに出かけた。ところがこの年は冷夏でホップのみのりも悪く、おまけに失業者が殺到し、ほとんど仕事にありつけなかった。この2人もまた失望してロンドンに舞い戻った。帰りの汽車賃に金は使い果し、懐中無一文だった。スピットルフィールズに辿りついた2人は、彼女のブーツとケリーのフランネル・シャツを質入れし、1s. 6d. を手にし、やっと当座の飢えをしのいだ。被害者ケイトの死

体がはいていたブーツは夫ケリーのものだった。8月29日には、その金もつき、2人して仕事をさがし歩いたが、だれも雇ってくれなかった。同日午後8時頃、ケイトは酔いつぶれて道路に倒れているところを保護され、酔いがさめるまでビショップゲイト署に拘置されていた。30日午前1時には釈放されるが」(早川書房、『ミステリマガジン』, 293号)

その後午前1時45分には死体で発見されたのである。1888年のロンドンの窮民が質屋によってそのはかない生命をつないだ1例である。1 s. 6 d. を手にしたのは8月中旬, それを使いつくしたのが29日とすれば, 2人の夫婦がこの金で10日~2週間なんとか食いつないだことになる。

⑧ 「ニューカースル・アポン・タインは、ロンドンに次いで住宅地獄の第2位を占める。“家は給水が悪く、便所はもっと悪く、不潔で、換気装置がなく、悪疫が発生しやすい状態になっている” こんなぼろ家でも毎週の借り賃は8 d. から3 s. までである。(全集, XXIII—b, 862, 863, “ ”内は公衆衛生第8次報告書, ロンドン, 1866年からの引用部分, 傍点は野崎)

⑨ rack-rent, rack-renting; 搾出地代, 地代搾出: 経済史的には, それはもっとも典型的にイギリスにおいて, 16 c. から18 c. つまり封建的土地所有の崩壊——資本制的地代成立という段階に発生し, 一方では封建領主層の近代地主への転回のテコとしての小経営農民に強課された高率地代であり, 他方, この時期に進行する enclosure movement の前提となり結果として現われる競争地代 (economic rent) である。封建的土地所有制が完全に廃棄されないまま資本制的土地所有に移行していこうとする過程の不可避の産物であり, 成立していく資本制地代の競争のもとに地代引上げが強行され, そのため18 c. 末の小借地農, 独立自営農の決定的没落を招き, 19 c. それらの潰滅とともに消滅したのである。

ちなみに, 類比して論じられがちなわが国1873年の地租改正後の地代は, たしかにそれが幕藩体制を否定し, 他方で資本制への本源的蓄積をおしすすめる役割をもったという意味では, 類似点があるが, 第1に, それが経済的競争地代という性格をもたず, 第2に, それによって行なわれた私的土地所有権の確立が, 実は近代的土地所有の創出=確認ではなく, 半封建的地主制, そしてその上に蟠踞する天皇制の創出=確認であったという意味で, 本質的にイギリス的 rack-rent と異なる。

もっとも, 著者は, ここでは法外な「家賃」(地代が高ければ家賃も高くなるのは当然だが) という意味で用いたものと思われる。

「ロンドンでは……家賃があまり法外なものになってきたので, 1室よりも多くの代価を払える労働者(窮民ではない)はわずかしかない」(『資

本論』全集, XXIII, 860, 「1865年保健官報告書」, ()内は野崎)

⑩ Education Act:

Compulsory education was not introduced in England until 1876, when an act was passed which imposed on parents the duty of securing an efficient education for their children, abolishing child labor under ten and restricting child employment between ten and fourteen under certain scholastic conditions. The ages for employment and for exemptions for part time employment were later raised. Although in 1900 an act was passed permitting local authorities to require full time attendance up to fourteen, in 1914 there were still 70,000 children employed in part time work. (*Encyclopaedia of the SOCIAL SCIENCES*, Vol. 5, The Macmillan Company)

六 極 貧^⑩

その悲惨な有様はあまりにもひどいので、この見捨てられた人々の間に
出はいりし、彼らの苦悩を身近によく知っていることがもう何年も毎日の
仕事になっている人々、したがって、不馴れな視察者を圧倒する悲惨さを
比較的軽い気持で考えるようになっている人々は、訪問者たち——これか
らどうしたらいいかもわからないほど精神的にまいってしまい、痛ましい
思いに沈んでいる訪問者たちからは、かけ離れ浮きあがってしまっている
ことがしばしばである。これら献身的な奉仕者たちがどれほど完璧にその
仕事を続けているかは、ひとつの驚異である。とりわけつぎのこと、すな
わち彼らが現実に眼にする悲惨が、人間の眼ではけっして見ることのでき
ないもっと大きなある存在を暗示しているということが想起される場合に
そうである。

(11—33) つぎのような事例の背後に横たわる苦しみを誰か想像さえし
うるだろうか？

かなり進行した肺結核でほとんど骸骨のようにやせ衰えた1人のあわれ
な女が、酒飲みの亭主と5人の子供をかかえて1つの部屋に暮らしている。
われわれが訪問したとき、彼女はわずかばかりの青豌豆を食べていて、子
供たちは木ぎれを拾いに外に出ていた。その木ぎれは、テーブルの上の4

個のじゃがいもをふかすのに火をたくためのものであり、そのじゃがいもが、その日の一家の夕食になるのであった。

それとも、アーチボルド・ブラウン牧師の語るもうひとつの事例をとりあげようか。ブラウン師は仲間の牧師たちとともに、ロンドン東部地区の貧民たちの中で立派な仕事をしている。人々は牧師たちによって提出された報告書の信憑性を疑った、したがって彼は個人的な見舞い (visitation) と調査とにかなりの時間をかけたのである。彼はどの事例もどの事例も、そこばくのみじめさしか語られてはいないが、その中にこそ‘いい見本’ (‘…’内:本文イタリック) があることに気がついたのである。

前例とは別のあるあき家の最上階に、1家族が住んでいた。夫はなににか仕事にありつこうと外に出かけていた。29才の妻は、全く火の気のない炉の前で、1つしかない椅子に腰かけていた。彼女は生れて6週間になる赤ん坊に授乳していたが、乳児には1枚の古いぼろぎれが巻きつけてあるだけで、ほかにはなにひとつ着せてなかった。母親も1枚の寝間着以外になく、それもボロボロに破れている、それが夜昼とおして彼女が身にまとうもののすべてだった。13才以下の6人の子供たちがいて、素足で、かろうじて裸をおおいかくすわずかばかりのぼろぎれを身につけているのだった。部屋の中には丸裸の幼児が1人いたし、天井は穴だらけだった。ここには古い寝台が1つあって、夜は7人がその上で眠り、いちばん上の娘は床で眠るのである。

(12—20) これは悪ではあるが、最悪ではない。ウィッチ街 (Wych St.)[®] の船具商の上の3階のある部で、つい最近、幼児の死亡に関して検屍が行なわれた。その部屋には夫婦と3人の子供が住んでいたが、死亡したのは2番目の子供で、有毒ガスによる中毒死であった。死体は1つしかないその部屋で解剖に付された。両親、兄弟姉妹が住み、食べ、そして眠るその部屋で！ ‘なぜなら、その教区には死体仮置場がなく、また剖検を行ないうる部屋もなかったから’ である！ 死体を見に行った陪審員たちが、そのおそろべき悪臭にはき気をもよおしたというのは驚ろくにあた

らない。この事件は G. R. シムズ氏によって “How the Poor live” と題する論文で発表された。しかし、その詳細な全容は、新聞紙上の無味乾燥な検屍報告に見いだされる。

また、別の不幸な部屋には 8 人の衣食に窮した子供たちがいる。父親は最近亡くなり、教区の牧師の話では、「母親は以前に神に召され、子供たちは今日慈善院へ行くことになっている」のである。

(12—36) ここは不潔な屋根裏部屋で、たった 1 つのこわれた椅子、バターのためのソースパン、それにわずかばかりのぼろくずがあるだけ。部屋の真中のきたならしい麻袋の上には、見捨てられ、蓬髪、素足の 4 つになる小さな女の子が坐っている。父親は民兵 (militiaman)^⑧ で不在、母親は終日外に出ていて夜おそく多少とも酒を飲んで家に帰ってくる。この子供は、いわば床を這いまわる幼児の世話のかかる状態において放置されているのであり、6 時間から 8 時間という長い間——飢え、渇き、疲れはて、だがけっして自分の場所から動こうともしないで、置き去りにされているのである。

そしてこれが、馬やろ馬を虐待することが罪になる、キリスト教国において見られる光景なのだ。

(13—5) 人が眼にする、子供の哀れさこそ、これまでの諸見聞のうちでも最も心をひき裂かれ慄然とする要素である。そして、この中には、酒飲みや放縦な両親たちの悪徳から受けつがれた不幸が、少からずあるのであって、これらの地域でわれわれがつねに出会うところの、発育の不完全な、奇形の、そしてしばしば見るもいまわしい人々のなかに、それは歴然とあらわれているのである。人生の第一歩から、彼らは完全に見捨てられ体も身にまとうぼろもノミやシラミの巢、という言葉に絶する残忍な仕打ちを受けている。彼らの多くは未だかつて緑したたる野原に遊んだこともなく、すぐ近くの道路ひとつ向うにどんな世界があるかさえ知らないで、しばしばひと切れのパンすら与えられずに終日をすごすのである。^⑨

さて、ここに 3 才の子供がいる。よごれたパンくずを拾って食べている。

われわれがその戸口から中へはいっていくと、12才の少女がいた。「お母さんはどこ？」と尋ねる。「精神病院よ」「入院してもうどれくらい？」「15ヶ月なの」「誰があなたがたの面倒をみってくれるの？」古テーブルについてマッチ箱を作っているその少女が答える、「あたしが、できるだけ弟や妹たちの世話してるわ」「お父さんは、どこ？ 働いてるの？」「父ちゃんもう3週間仕事がないの、でも、今朝、2日の仕事が見つかって出かけたわ」

もうひとつの家を訪ねると、母親のいない9人の子供たちがいる、母親は子供の1人の眼の前で、車にひき殺されたのだった。いちばん上がたったの14才で、9人いっしょに1つの小さな部屋に暮して、5人に1つのベッドがある。

ここには夫に捨てられ、3人の小さな子供とともに残されたあわれな女がいる。子供の1人は数日前に事故にあって腕を骨折していて、彼は体を古い麻袋にくるんで、部屋の片隅の床の上にわらを敷いて作ったまに合せのベッドに横たわっている。

さらにここ地下の調理室には9人の子供が住んでいる。¹⁶ 煙とほこりとで部屋を見とおすことさえほとんどできない。彼らは、食べる物もなく着物らしい着物も持っていない。

(13—38) 以上のような諸事態によって示される悲惨さについて考えることは悲しみのきわみである。そして、貧しい人々が、それあるが故にしばしば苦悩を堪えしのぶ不屈の忍耐心や、彼らが互いに示し合うやさしい同情心のうちには、筆舌につくし難い悲哀にみちた何ものかがある。恵まれた人々の間に、どこを探して、なにかこれに勝るよりすぐれた、より善良なものを見いだしえようか？

(14—1) 1人の母親を訪問する。その子供たちは、通学している公立小学校で最も清潔できちんとした身なりをしている。彼女は自分の子供がおりながら、そのうえ1人の少女を預かっている。少女の父親がいつも外

に出て仕事探しに歩きまわっているからである。彼女は椅子にぐったり坐ってひどく工合が悪そうだったが、自分の前にもう1つの椅子を置き、その上に洗濯鹽がのせてあった。この貧しい女は、弱々しい力をふりしぼって、子供たちの衣服を洗い、絞っているのだった。彼女は心嚢水腫による瀕死の重症で、呼吸もやつのことである、しかもこの言いしれぬ苦しみに耐えながら、子供たちを清潔に、身なりを整えさせようと、ぎりぎりの最後の努力をつづけるのだった。

より感動的な光景をここに述べることは、もはや困難である。もっと苦しんでいる人々のことを明らかにすることができるかもしれないが、しかし、われわれが個人的な観察によって集めた証拠が、すでにこのような事態に言及した著述家の言葉をよりよく立証すること、そして「(われわれの病院へやって来る人々の外にも) たった1つだけのみじめな部屋に横たわり、家族のすべてに厄介をかけながら、飢えと寒さに堪えながら、のぞみもなく、慰めのひとすじの光さえなく、神が、彼らの凝然たる眼に、慈愛に満ちた死の薄皮をかぶせ給うまで待ちつづけて、毎日毎日死んでいく男や女たちがたくさんいる」^⑩ ことを述べて満足しなければならない。

⑩ この節の標題は、HEART-BREAKING MISERY である。

⑪ Wych Street: 場所は不明。

⑫ militiaman: 在郷軍人; 州兵, 国民兵; 民兵。(小学館, ランダムハウス英和辞典), ヨーロッパにおける militia の語源, 意味, 初期の歴史については, *ENCYCLOPÆDIA BRITANNICA*, Vol. 15, 1968, に次のようにある。

This term...derives from the Latin words *miles* ("soldier") and *militia* ("military service"). The definition employed here...is: that portion of the manpower of a society which is enrolled on military rosters and at least partially trained for local defense in short terms of service. "For local defense in short terms of service" must be stressed as it sharply distinguishes militia from professional military forces.

Early History. —Up to the middle of the 5th century B. C. the Greek city-states (except Sparta, which was a milita-

ristic society) required military service of all free, able-bodied male citizens, but did not expect long tours of duty in wartime, nor the greater part of a citizen soldier's time for training during years of peace. Such forces were true militia. Then came the wars between the city-states during the 5th and 4th centuries B. C. in which the militia was gradually replaced by professional armies.

以上のような起源をもつ militia が、われわれの舞台である19世紀のイギリスではどのように変化発展するか、以下のとおりである。

Meanwhile, in Britain, the militia, which received no such stimulus as the Civil War gave in the United States, made some longneeded improvements. During the 1870s and 1880s, as a result of reforms begun by Edward Cardwell, the regular army was organized for service throughout the empire. Regular regiments were located at a home depot in Britain, at which one battalion remained while another served overseas. The militia, drawn into closer association with the regulars for home defense, supplied third and fourth battalions to each regular regiment. The status of the Volunteers and yeomanry was not clear.

During the 1880s militiamen who agreed to enter the regular forces in a national emergency were allowed *small pay in time of peace*. Although this inducement turned the militia into a reservoir of manpower for the regulars, it tended to weaken it as a home defensive force. All the while, Volunteers and yeomanry were growing less patrician, and in time, as the militia changed into an army reserve, they gradually took over much of the militia's old task of local defense.

19c. 70年代から80年代にイギリス正規軍が形成され、それと同時に militia は厳密な意味での民兵から army reserve へと変化していったことがわかる。したがって、訓練やその期間も次第に長期かつ compulsory になっていくことが推測される。問題の、われわれの「父親の不在」もこのような事情による。さらに、イタリックで示した *small pay in time of peace* さへ、貧しい人々にとっては家族を捨てる誘因となるだろう。

- ⑭ 以下の2つの表は、イギリス19c. 後半期の社会において、幼児や児童の放置虐待の状況を推測する参考になるだろう。もちろん、表がとり

あげた1才未満の幼児(=乳幼児)の死亡原因には、今日に比してはるかに低い医学水準、医療施設の不備また一般衛生知識の低さ等が、大きい比重を占めることは疑いえないとしても。

A表：イングランド戸籍管区(registration district) 211区にみられる「幼少期における労働者児童の異常に高い死亡率」

1才未満の生存児10万人につき、年平均死亡数	
16区	わずかに 9,085人
(うち1区)	わずかに 7,047
24	10,000~11,000
39	11,000~12,000
48	12,000~13,000
22	20,000 以上
25	21,000 //
17	22,000 //
11	23,000 //
4	(Hoo ほか) 24,000 //
3	(Nottingham ほか) 25,000 //
1	(Wisbeach) 26,001
1	(Manchester) 26,125

- * 『資本論』, 第1部, 第4篇, 第13章, 第3節, a, 中に用いられた『公衆衛生に関する第6次報告書』, ロンドン, 1864年, の資料を表にまとめた。表中の傍点は野崎
- ** 「1歳未満の生存児」中の死亡数とは、わが国厚生省統計における「新生児死」および「乳児死」の合計に相当する。

B表 日本

	出生数10万人につき年平均死亡数		
	新生児死	乳児死	計
1960年	1,710人	3,081人	4,791人
1961	1,641	2,842	4,483
1962	1,549	2,675	4,224
1963	1,351	2,260	3,611
1964	1,256	2,057	3,313
1965	1,181	1,875	3,056
1966	1,164	1,873	3,037
1967	1,013	1,523	2,536
1968	945	1,505	2,450
1969	901	1,414	2,315
1970	881	1,337	2,218
1971	823	1,240	2,063
1972	791	1,189	1,980
1973	737	1,128	1,865
1974	724	1,094	1,818
1975	680	1,005	1,685
1976	647	950	1,597
1977	599	870	1,469
1978	566	843	1,409
19年の平均			2,627

- * 厚生省統計調査部「人口動態統計」にもとずき、10万人あたりの死亡数を計算した。
- ** 換算のための出生数の一部は「毎日年鑑」の統計数値を用いた。

資本論が「わずかに」と言った数字さえ今日の日本の平均の3倍、マンチェスターにあっては実に10倍の死亡数である。

- ⑮ 地下室、地下街、地下壕、地下要塞等々、人間が地下にもぐることはロクなことではないのである。しかしながら、特に都市など人口密集地帯においては、地下が資本の利潤追求の手段となることは、100年前も現在も同じである。1866年、ロンドン、『公衆衛生。第8次報告書』がとりあげたブラッドフォードの保険会社の作成した表では、リージェント・スクウェアをはじめ地下住居1室の居住人は平均7人となっている（『資本論』、全集、XXIII-b, 865）

戸木田嘉久氏の論文『今日の経済危機と貧困化・生活不安問題』は、大阪市における無認可保育施設の調査をとりあげ、「これらのベビー・ホテルは共通して親を保育室に入れず、ほとんどが駅に近いビルの一室で、中には地下室というところもあったという」（雑誌『経済』、新日本出版社、1980年、No.197、傍点は野崎）と述べ、現代日本における勤労者生活の矛盾拡大の1側面、したがって現代の貧困の1様相をえがいている。これら保育施設のほとんどがまた「地面の遊び場がない」という特徴をもっている。「いまだかつて緑したたる野原に遊んだこともない」子供は、1883年のロンドンの窮民の子供たちだけではないのである。

- ⑯ 引用符号があるが、出典は不明

七 行 動 提 案

このあわれむべき打ち捨てられた人々にたいして、なにかがなされる必要があるということは、彼らの生活状態の詳細を読んだすべての人々——少なくともそれを信じるすべての人々には明白な筈である。疑惑にたいしては十分に用意ができています。これまで述べてきたことは、すべてがあまりにもおそろしくて、真実ではないように思えるかもしれないが、

(14—30) われわれはもっとも弱いタッチで概観をえがいたにすぎないのだ。もしもわれわれが“見捨てられたロンドン”の真の姿をえがきださねばならないなら、その色彩はもっともっと鮮やかで、影は、より深く、より暗くなければならない。そこで、われわれは、歩いて行きえた限りにおいて、ただそれぞれの叙述を立証するだけでなく、これらの叙述が、この首都の何千何万という人々の一般的情况を代弁していることを示す証拠を用意しているのである。疑い深さ、は、救済のためにキリスト教徒をふ

るい起たせる場合に、その前に立ちほだかるただひとつの困難ではない。何事であれ、このような企てにおいて成功を絶望視することは、多くの人々を無力化してしまうものである。国の干渉なしには、効果的な仕事はいかなる規模においても完成されえない、という事実が指摘できよう。たしかに、それは事実である。これらの不幸な人々は、どこかで生きて行かねばならず、しかも、仕事のある都心部近くに住まねばならない。彼らは汽車や電車にのって郊外に出かけていく余裕はなく、また、貧しく痩せ細り飢えた体で、1 シリングいやそれ以下のお金のために12時間以上も働いたうえに、行き帰り片道3 マイルも4 マイルも歩くことを、どうして彼らに期待できようか？ “手工業者住宅法” (Artizans' Dwellings Act)^⑧ が、ある点においては労働者にとって、いっそう不都合なものになったということは周知のことである。

(15—7) 見苦しくない住宅の建設を推進するために、急増する貧民窟が広い範囲にわたって取り壊された、がしかし、新住宅の賃貸料はあわれな貧民たちの生活費をはるかに越えているのである。にもかかわらず、彼らは残されているわずかばかりの窮屈な場所に、ますますぎっしりとつめこまれてしまう。ダイヴィーズ (富者) は貧者たちの困窮からさえ豊かに刈り取る^⑨ のだが、それはたとえば住居には不適と宣告された地所を買いあげ、それを金蔓 (gold-mine) につくりかえることによってそうするのである、というのは、たとえそれが生きた墓場とも言うべき場所であっても、貧者たちは、どこかにかくれ場をもたなければならないからである。

(15—16) 国家はこの邪悪な取り引きを早急にやめさせて、最も貧しい人々のために、市民の権利——ひどい穴ぐらよりもましな所で暮す権利、もっとも不潔な野獣よりはましな、何者かとして生きる権利——を保証しなければならない。このことは、キリスト教宣教師の活動に大きな可能性を与えることになるろう。しかし、したいことの100パーセントはできないからといって、われわれは何もしないでいいのだろうか？ 多くの事があるとしても、そのうちのいくつかはやり遂げることができる。何百という滅び逝くもののなかで、破滅から救いうるものが、わずか半ダースだから

とって、救命ボートは出さなくていいのか、いのち綱は投げてやらなくていいのか？ これまでの悲しい物語りに満ちた、まさにこの諸記録こそ同時にまた、キリスト教により、キリスト教徒の愛と機転と献身とによって、なにがなされうるかを示している。貧しい人々の多くは、喜んで神の教えをうけ容れる。

ささやかなマッチ箱作り達が、働きながら歌っている、「イエスのために、1日でも多くの仕事を」と。

「母さんさえキリスト教を信じたら、わたしたちは皆幸せなのに」と、1人は言う。

悲惨な病床にあって、みじめさと欠乏と苦痛のさ中で、貧しい盲目の男が唇に祈りをつぶやきながら息をひきとる、「主よ、私の魂を愛するものよ、み胸に宿らしめ給え」と。

もう1人の人は書いている、「あなたは私の胸を喜びでみたし、私の小さな部屋を光で満たしました」と。

今では欠かさず礼拝所に顔をみせるもう1人の人物は、宣教師の来訪にふれながらつぎのように言う、「彼が私のところへいらっしゃるまでは、私は日曜日もいつも坐ってマッチ箱を作っていたものでした、でも、折節のひと言が私に主をうやまうことを可能にさせたのです。いま、私は自分が以前と同じ人間であるようには感じられないのです」と。

自分自身の階級である貧しい人々への伝道師となり、彼が語りかけるときはいつも人々に大きな影響を与えた、ある1人の人物はつぎのように言うことができた、「私はかつてあなたがたと同様に邪悪な人間でした、しかし主イエスは私の上に慈悲をたれ、私を善にたちかえらせ、こんなにも幸せにしたもうたのです」と。この男は「石炭積みおろし人夫」(coal-whipper)として最悪の生活を送っていたのだが、ある宣教師が集会を催している、既述の囲い地の1つにある部屋にたまたま入居したことによって救済されたのであった。

かかる諸成果は、われわれのこれまでの不誠実を非難してやまない。この暗く汚れた場所においてさえも、生命の火は点され、この泥まみれの場

所からでも、すべての労働とすべての費用とに値するような光り輝く宝石が、一瞬のうちに掴みとられるのだ。

(16-11) われわれのすべての富や努力が、快適な生活を保証された人々の精神的必要の充足のためにのみささげられて、赤貧の人々のためにはなにひとつ費やされないということは、われわれにとってほとんど信じ難いことである。われわれが如何なる階級への義務も全く果さなかったということは真実であるが、しかし、この事実は、貧民救済の仕事を完全に等閑にしてきたことの、なんの言い訳にもならない。救済をあまり必要としない人々への義務をまだ果していないからといって、それをもっとも待ちのぞんでいる人々への憐れみを手控えることは、主なるキリストへの証し立てを困難にする道にほかならない。主の教えは世に見捨てられたもっとも罪深い者にさえ、つねに憐れみをかけ給うことであったが、その教えは主が“これは汝らが行うべきことにして、他もまた等閑にすべきものならず”^⑩との戒めをもってわれわれに臨まれるとき、ますます厳格さを加えてはいないだろうか？ “はげしい叫び声” (“exceeding bitter cry”)^⑪こそ、教会のエパシーに抗議して、ロンドンの悲慘を天上にまでとどかせる非難にほかならぬ。キリスト教徒がその叫びに耳を傾け、それを心の奥深く沈潜させるのは、いまである。

(16-27) たくさんの緊急の必要が、ロンドン組合派連合の力を求めている。そして委員会は、この貧民の中での仕事もはや決して無視さるべきでないこと、所属教会を目ざめさせ、その責務の一端を負わせるためできる限りのことをしなければならぬことを痛感し、ただちに活動をはじめめることを決定した。前述の諸事例を見た、ロンドンの3つの最悪の地区をえらび、そのど真中で早速活動を開始することをきめたのである。

己れの教派をその義務感に目ざめさせようとする試み以外には、いかなる教派的目的も人々を偏向させはしない。組合派を拡大しようとか、宣伝しようとかの意図は全くない。この事業は、教派的路線で行なわれうる何事よりも、より深く、より広く、そしてより純粋なものでなければならぬ。かかる決死隊 (a forlorn hope) には、宗派心などの余地は全くあり

えないのである。キリストの愛の福音は、純粋な形であらわされねばならない。そしてすべての事において、ただ1つの目標は、救済することではなければならない、決して改宗させることではない。

(17-2) 救済はそれがいかなる方面からなされても喜んで受け入れられようし、もし何らかの方法で幾人かでも助けられるなら、同じ場所の他の労働者たちへも、気軽に救援の手をさしのべることができよう。追求すべく計画されている諸方策に関して詳細を述べることは、ここではまだ不可能であるが、つぎのことだけ言っておこう、すなわち、それぞれの地区に会館 (Mission Hall) が建設されるか、もしくは現存するいくつかの建築物が、救済活動の成功的な遂行に必要な諸設備や便益品をそなえた会館に改造されるだろう、ということである。すべての種類のサービスや集会が手配され、さらに、できる限り、戸別訪問にたずさわる機関が組織されるだろう。非常に制限されてはいるが、賢明かつ実際的な方法で、どんづまりの悲惨をやわらげる試みがなされねばならず、他方では慈善の浪費を防ぐ配慮もされる。この件では、無分別や未経験は、救済しようとする人々を扶助に頼らせたり、正しい人間のかわりに偽善者を育てあげたり、ともすれば善をなすよりも悪をなす。ここに言わんとする意味は、つぎの1事例が示してくれる。1人の婦人がいる。彼女は1週間のうち日曜日とその他の曜日に3つの別々の場所の礼拝に出席し、すべての場所で慈善物資を手に入れる、というのである。しかし、このような事のために、我々は当面の悩みを軽減する何らかの手段を講ぜざるをえないのである。したがって、これは委員会が、この仕事に長い経験をもつ人々と協議して、予期する目的に適うと思われるような他の手段をとって解決されねばならない。

われわれの希望は、少なくとも数人——最低最悪の人でもいい——集めることができたなら、ということ、そして目指すところは、できるだけ多くの人々を他の人々への宣伝者たらしめることであろう。というのは明らかに、社会のいくらかましな区域で人々に語りかけたり、仕事したりし馴れている人は、自分自身ずっとその仲間だった人ほどには、この見捨てられ

た人々の間でうまく活動できないだろうからである。

(17—35) すでに決定された3地区は、やがて理解されるように、この慈善事業の早急な開始にむけての場所を提供しさえすればいいと考えられている。他の諸地区は当面収入源としておさえておけば、委員会の財源は増加する。しかし、すでに着手された比較的限られた活動ですら、非常に大きな出費を余儀なくされ、かつまたその事業の適任者たちの大きな助力を必要としているので、現在ではこれ以上の効果的な活動はできないほどである。というのは、会館または事業遂行の費用や設備は非常に大きくなるばかりでなく、救済資金もまた上述のように益々必要となるからである。したがって委員会としては、基盤とする諸教会の真に献身的な援助によって、既発の計画をなんとか首尾よく進めていくことをのぞみうるだけである。

- ⑩ the Artizans' Dwellings Act: 厳密に言えば、この略称が示す法律は、1866年67年流産し1868年に制定された法律 CXXX 号であり、(下掲、イギリス国会議事録の抜萃中表裏アンダーライン部分参照) エンゲルスが1872・73年に執筆した *Zur Wohnungsfrage* でとりあげた “Artisans' Dwellings Act” は正しくこれである。しかし、この略称は以後の関連法のすべてに用いられたように思われる。(議事録の裏表アンダーライン、1882年の法案名参照) したがって、本冊子のこの略称は、年代から考えて、1882年の法律第54号をさすと思われる。いずれにせよこれらの法律が表面的には貧民、労働者住宅の不衛生や危険を考慮して、「よりよい住宅を供給するため」(to provide better Dwellings, 1868年) の、「手工業者(=貧民、労働者)階級の住宅再建」(reconstruction of Dwellings for the Artizan Class, 1882年) のための法律でありながら、実際は彼らをますます苦しめる法律となったことは、本冊子もエンゲルスも一致して指摘するところである。エンゲルスは上記著書の1887年の『再読第二版』でわざわざ以下の注を加えている。

「……しかし、それ(労働者むきの6階ないし7階建ての大きな貸しアパート)には、せいぜい多くみて、街路改修のために実際に追いだされた労働者の4分の1が収容できればよいところである」
この注には明らかに1882年2月の議会で特別委員会が指摘した「首都道路改修法, 1872年, 1877年」と「住宅法」との関連にたいするエンゲルスの正確な観察がもりこまれている。

“イギリス国会議事録抄”

- *1. HANSARD'S PARLIAMENTARY DEBATES から。
- *2. () 内は法案, (数字) は各年度成立法律番号。
- *3. 法律名は上記 DEBATES の PUBLIC GENERAL ACTS による。
- *4. 1866年と1875年の第1読会における提案説明と, 1882年の特別委員会報告との冒頭部分を付加した。
- *5. 法案, 法律名の文字の大小, アポストロフの用法は厳密に議事録に従った。抄中のすべてのイタリック, 下線は野崎。

1866 (ARTIZAN AND LABOURERS' DWELLINGS BILL)

BILL withdrawn, July 31

First Reading by Mr. M'Cullagh Torrens, Feb. 20, 1866

Sir, I beg earnestly to call the attention of the House to the fact that some kind of legislation, and without further delay, should be adopted with reference to the dwellings of the class that live by labour in our great towns. The condition of these dwellings is becoming every year more disgraceful and dangerous, It is dangerous not merely to those who are without a habitation sufficient for their health and comfort, *but it is a danger to those who live near them, and to the community generally,* towards whom there is perpetually approaching nearer and nearer the contagion arising from these close dwellings.....

1867 (ARTIZAN AND LABOURERS' DWELLINGS BILL) Feb. 12, 1867

BILL withdrawn, Aug. 14

(ARTIZANS' AND LABOURERS' DWELLINGS BILL) Nov. 20

↓

1868 Royal assent, July 31

(CXXX) An Act to provide better Dwelling for Artizans and Labourers.

1875 (Artizans Dwellings Bill)

(36) An Act for facilitatiug the Improvement of the Dwellings of the Working Classes in Large Towns.

1879 (Artizans' and Labourers' Dwellings Improvement Act <1875> Amendment Bill)

(Artizans' Dwellings Act <<1868>> Extension Bill)

(63) An Act to amend the Artizans and Labourers Dwellings Improvement Act, 1875.

(64) An Act to extend the powers of the Artizans Dwellings Act of 1868, by provisions for compensation and rebuilding.

1882

Artizans' and Labourers' Dwellings Select Committee appointed, "to consider the working of The Artizans' and Labourers' Dwellings Improvement Act, 1875, and the amending Act of 1879,and also to consider *the working of the Metropolitan Streets Improvement Act, 1872 and 1877, and of 31 and 32 Vic. C. 130, and 42 and 43 Vic. C. 64*".....Feb. 20

(Artizans' Dwellings Bill)

(54) An Act to amend the Artizans and Labourers Dwellings Acts.

cf.

Feb. 8, 1875. Artizans Dwellings Bill. Leave. First Reading.

Mr. ASSHETON CROSS, in moving for leave to bring in a Bill for facilitating the improvement of the Dwellings of the Working Classes in large towns, said: In the course of the last Session of Parliament I think the Government, at all events gave an earnest of their interest in the question relating to the dwellings of the working classes in this country— first of all by interfering with *the action of one of the great railway companies in the metropolis*; and, secondly, by presenting to this House a Standing Order, which was afterwards adopted, for the purpose of taking precautions in the case of other Bills of a similar kind from time to time brought before us. This is a matter which, as far as I am individually concerned, has engaged much of my attention. But the attention of the Government was formally called to it early in the Spring of last year by two memorials presented to the Prime Minister as well as to myself by two classes of persons, both deserving great attention. One of those memorials was from the Council of the Charity Organization Society, who have given a great deal of attention to the state of the dwellings of the poor. They issued a very able Report, which

has been presented to the Government, and which certainly deserves their attention.

They state—

“That the dwellings of the poorer classes in various parts of the metropolis are in such a condition, from age, defects of construction, and misuse, as to be deeply injurious to the physical and moral welfare of the inhabitants, and to the well-being of the community at large”

The other body which addressed the Government was one of great eminence, which seldom interferes with public business or presents Petitions of this kind— I mean the Royal College of Physicians. So deeply did this eminent body feel that the condition of the dwellings of the poor in the metropolis deserved the special attention and interference of the Government, that they stepped out of their way last year to present this memorial to the Prime Minister, which I hold in my hand.

They said—

“That it is well known to your memorialists that over-crowding, especially in unwholesome and ill-constructed habitations, originates disease, leads to drunkenness and immorality, and is likely to produce discontent among the poorer portion of the population”

.....

⑱ 原文, Dives makes a richer harvest out of their misery.

Dives は富者という意味で, N. T. Lk. xvi. 19~31に登場する富者だそうである。この文はつまり, 富者が, 貪欲に貧者を収奪することは, 聖書にもあるとおりだが, という文脈である。

⑲ 原文, “This ought ye to have done, and not to have left the other undone”

cf. N. T. Mt. xxiii. 23, “these you ought to have done, without neglecting the others”

⑳ cf. N. T. Mk. v. 38, “When they came to the house of the ruler of the synagogue, he saw a tumult, and people weeping and wailing loudly.”

八 諸地区について

コリヤーズ・レンツ (Collier's Rents)^⑳ として知られている地区は, 3つの地区の中でも最初に注意をひく1地区である。長期間, 廃屋と化していた古い礼拝堂は, いま建築業者の手に委ねられ, 近いうちに, 礼拝堂

としてでなく、明るく快適で、あらゆる用途に適した会館として、開館が準備されるだろう。極貧、零落者の町にあって、救済活動のためにこれほど恰好の位置にある建物をみいだすことは不可能である。それはロング・レイン (Long Lane), バーモンドシー (Bermondsey) からつづく短い街筋にあるが、そこは、つい最近、ある葬儀屋の階段下の大きな箱の中に、預けっ放しにされていた9体の子供の死体が発見された場所である。会館をとりまく123軒の家に、650家族3,250人が住んでいる。家々は大部分が魚や野菜の呼売商人 (costermongers), 鳥捕り (bird catchers)^② 流しの歌手 (street singers), 保釈中の罪人や泥棒, そして娼婦たちによって占領されている。最も程度の低い地域にはたくさんの低級な下宿屋がある。そのうち何軒かは、主として泥棒たちによって占められ、盗品故買でもっている1軒は摘発された。いくつかの例では、2軒の家がわたり廊下でつながれており、警官の臨検の場合の逃げ道になっている。

(18—28) この街筋の1角を曲ると、長さ10ヤード巾3フィートほどの狭い通路にはいる。この通路は、奥行18ヤード、巾9ヤードの囲い地に導く。ここには、それぞれ3部屋をもつ12軒の家があり、合わせて36世帯が住んでいる。そこの衛生状態たるや、筆舌に尽し難いものがある。ありとあらゆる汚物や腐敗物でいっぱいになった大きな塵芥箱が、囲い地のいっ方の端に置いてあり、他の端に4つの水洗便所がある、この閉鎖された場所で、36世帯のすべての洗濯が行なわれるのだから、その悪臭はたえがたい。戸口をはいり、6～7段上ると長い廊下にする、ひどく暗く冷たく湿っぽくて、汚れのこびりついた壁に沿って手さぐりで進まなければならない。こうして、木造の階段にたどりつく。その踏板はところどころ壊れたままになっている、階段を上りつめて、やっとひとつの部屋にはいることを許される。

建物自体の前・後面は煉瓦づくりだが、中の部屋部屋はただ薄板の仕切壁でへだてられているにすぎず、その壁も場所によっては、わずか1インチ間隔である。どの部屋の扉にも作り付けの鍵はなくただ外から南京錠をかけられるだけらしい。われわれが入った部屋には、古ベッドが1つあって

その上には変な臭いのするぼろぎれがのせてある，こわれた1脚の椅子のほかに家具はそのベッドだけだ。

ちょうど居合せたひとりぼっちの居住人は，不機嫌な，生酔いのアイルランド女である。彼女は，古ぼけた何枚かの衣裳をじっと見つめているがそれを質入れしてどれだけお金が手にはいるかと，値踏みしているのである。我々が，貧しくてそれを質にいれるのか，と訊くと，「あたしが，貧乏だって？ ここにはパンが半斤あるんだよ，^㉔ それに，すこしだけど，ミルクもね」と，女は腹をたてて叫び，片隅の夥しい塵芥の中から，およそ人間の食物には適しない腐った七面鳥の肉をひっぱりだして，「さあ，夕食の仕度だよ」と，我々に告げる。この女は，警官への暴行の科で，これまで何日も勾留されていたのである。^㉕ 夫はいるのだが，彼は自分のお金をほとんど居酒屋に注ぎこんでしまうのだ。

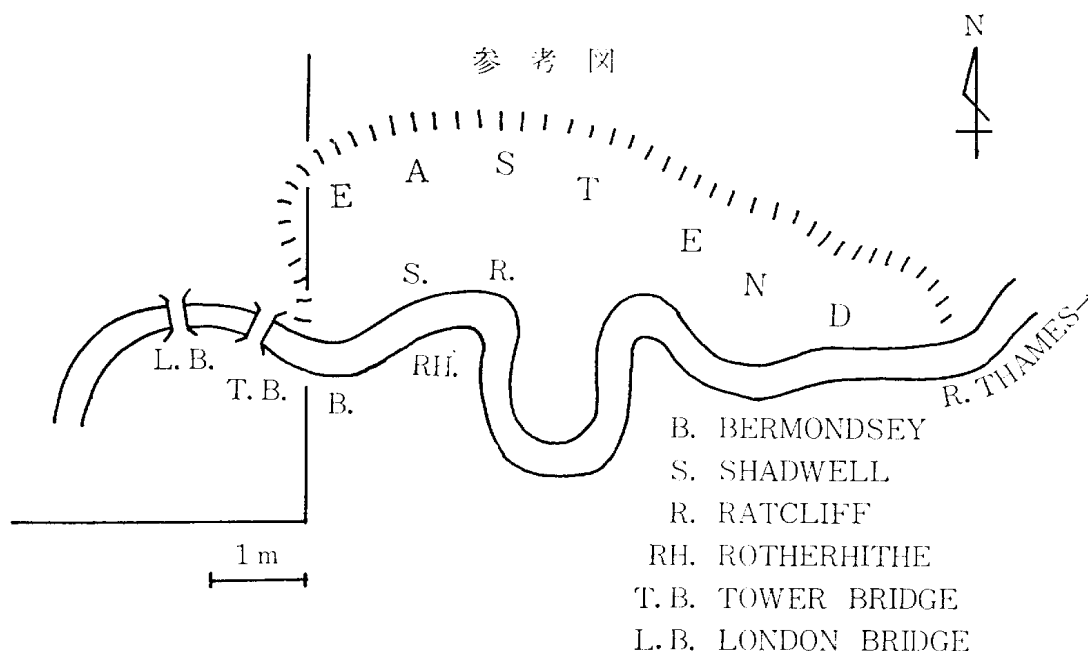
こんな部屋部屋でも，なんと家具付 (!) 週 3 s. 6 d. とか 4 s. で，ひと晩なら 8 d. で貸されて (又貸しされて：野崎)^㉖ いるのだ。聞けば家主はその50~60%を捲きあげるとか。

(19—22) ところで，これがこの近隣の見本なのだ。いたるところに見いだされる，臭気芬々たる囲い地，ごった返す居酒屋，低級な下宿屋，無数の淫売宿。貧困とぼろ屑と汚穢の遍在。病毒ガスの充満する空気。ここで働く宣教師たちは，たえず敗血症 (blood poisoning) に起因する病氣その他の攻撃にさらされ，彼らの手練や勇気は，もっとも厳しい試練に直面しているのである。よそ者がこれらの路地や囲い地をひとり歩きすれば，絶対に危険である。最近もある医師が，自分の医療地区で，大勢の女たちの待ち伏せに遭った，女たちは医者がお金をくれるまで患者を診に行かせようとしなかったのだ。また，ケント街を訪れた1人の聖書読みの婦人 (a Bible-woman) は，着ている衣服のほとんどを剥ぎとられてしまった。警官ですら同僚と一緒になければ，この地区のいくつかの場所には踏み込むことはめったにないのである。

だが，これほどひどい場所ではあっても，我々の仕事が徒労ではないこ

とを確信させ勇気づけてくれる、希望に満ちた要素もあるのである。その住人たちの多くは、彼らがそうする道さえ作られるなら、自分たちが今送っている悲惨な墮落した生活から、喜んで脱け出してくれるのである。さしあたり、彼らは、希望も救いもない悲惨の中にとじ込められ、その環境によって雁字がらめにされているのである。

(19—43) この様な場所がコリヤーズ・レンツである。他の2地区——われわれの仕事が開始されねばならないラットクリフ (Ratcliff) とシェドウェル (Shadwell) 地区 (参考図) を物語るとすれば、大体において



* この図は“GUIDE TO LONDON”1928,の付図の該当部分を敷き写したもので、縮尺は English Mile。

** 図左方の囲いは、教養部高田先生から外遊のおみやげに、1972年8月8日 Victoria Stationの売店で買っていただいた、MAP of LONDON for the visitorの南東端を示す。「現在市販されているロンドン市街図の多くには EAST ENDの全域はのっていない」と仁賀克雄氏も言及される(『ミステリマガジン』,274号)。

*** 市販地図東端が所謂セントラル・ロンドンの東端にはほぼ一致しながら、反対の西側は必ずしもセントラル・ロンドンに限定されていないことは興味あることである。大阪市立大学経済研究所所報,第27集,『現代大都市の構造』,第5章,インナーロンドンの人口と住宅,によれば,「インナーシティとは,およそ19c.末頃までに市街化した区域のうち都市業務地区(C.B.D)を除いたところで,…ロンドンの場合,その地理的範囲は1888年に成立したロンドン州(=旧ロンドン県,L.C.C)の管轄区域を指す。」また,行政的観点から「インナーロンドンはL.C.C.管内,現在のILEA(インナーロンドン教育局)管区と一致する」とある。

イースト・エンドは,だから行政的にも地理的にも歴史的にもけっして「ロンドン郊外」ではない。それは東京の下町が1943年以前から「東京市内」であったようなものである。

同様に胸の痛む物語りをくり返す以外にないだろう。痛ましくもまた感動的な物語を……。我々は罪と悲惨と背徳に満ちた厄介な家の扉を、ほんの少し開いたのだが、そこでは男も女も小さな子供たちも、身心ともに飢え苦しき破滅に瀕している。しかし、ふと垣間見る光景ですら、涙をさそうものである。このいまわしい光景に身震いして、ある人々は、このようなことはキリスト教国イングランドにはあり得べからざることだし、眼に映ずることは、病的な憐憫と意気消沈した信仰心から迷い出た一種の暗い幻影である、と自らに説ききかせようとしても不思議ではない。このような人々にたいしては、ただ次のように言うほかあるまい、「思いきって、いっしょに行って、この戦慄するような現実を、自分でたしかめてみませんか?」と。また別の人々は、この光景を見て、信じ、あわれみ、そして絶望するだろう。

しかしながら、多くの人々は別の幻を見るだろう、この幻の中にこそ、我らの希望が横たわっているのだ——幻とは、神の慈悲を宿すその眼差しを、この見捨てられたロンドンの上に注ぎ、“大いなる群衆を見、その牧羊者なき羊の如くなるをいたく憐みて”^{②①} さらに、“われ誰を遣わさん、誰か我らのために往くべきか”^{②②} とのみ声とともに、神に捧げられた教会の軍勢をかえりみ給り、主の幻である。

②① Collier's Rents: 後続の文章から、テムズ河南岸サザックのロザハイズ地区(参考図)の1界限と考えられる。この地区が、テムズ河に面して夥しい dock, pier, wharf, stairs (pl. or rarely sing. A lading-stage, esp. on the Thames in and near London, O.E.D) をもっていることと、Collier's Rents という名称から、恐らく石炭運送船の水夫たちの利用する下宿屋が蝟集していて、この俗称ができたのだろう。それはちょうど、ホワイトチャペル・ロードへ続くイースト・エンドの入口にあたる Aldgate 界限が、当時屠殺業者が多く住んでいて、Butcher's Row とか Blood Alley などと呼ばれたようなものである。

②② bird catchers は具体的にどんな職業か不明。小学館、『日本国語大辞典』、15巻に「とりとり、鳥捕・鳥取」の見出しで、「鳥をとる人。また、その職」とある。

Street singers: 三修社『現代独和辞典』に「Straßensänger 流し

の歌手」とあるので、その訳をそのまま用いた。

⑳ 原文 “I have got *half a loaf of bread* in the house”

(諺) *Half a loaf* is better than no bread.

㉑ 原文 This woman has just “done *seven* days” for an assault upon a police officer.

seven: with day, night, month in more or less specific uses, …… in England a common term of imprisonment. Used (a) symbolically, often denoting completion or perfection, or (b) typically in expressions of time, etc. for a large number or quantity. (O. E. D.) … and for a large indefinite number, w. ref. to N. T. Matt. xviii. 22, Jesus said to him, “I do not say to you *seven* times, but seventy times *seven*.”

㉒ 原文, Rooms such as this *are let* furnished (!) …

are let は *are sublet* の意味, そうでないと後続の文が理解できない。

㉓ 原文, — (a vision of Him who) had “compassion upon the multitude because they were as sheep having no shepherd, ……

cf. N. T. Mk. vi. 34, As he landed he saw a great throng, and he had compassion on them, because they were like sheep without a shepherd;

㉔ 原文, (the appeal,) “Whom shall we send and who will go for us?”

cf. O. T. Is. vi. 8, (And I heard the voice of the Lord saying,) “Whom shall I send, and who will go for us?”

(3)

資本制生産様式は、その必然的な産物として、また、その生産様式自身の1つの存在条件として、過剰労働者人口をもつ。「考えられるかぎりのあらゆる色合いで存在する」(『資本論』) 相対的過剰人口の、最下層に沈澱するのは、受救貧民 (*der Pauperismus*) である。

「稼ぐに追いつく貧乏なし」というように、貧困と労働苦とは必ずしも同義語ではない⁷⁾。

過剰労働人口は、つねに、貧困か労働苦かの二者択一をせまられながら現役労働者軍と予備軍との間を流動し、そこに潜在し、そして多くは過剰の側に慢性的に停滞する。

ここに云う窮民とは、広い意味では、過剰労働人口の圧迫によって低労働条件＝労働苦を強いられる現役労働者軍——（これが資本に労働者収奪の絶対的領域を準備する人口法則である）——をも含めて「貧困などのために窮迫した人々」であり、狭義では、貧困を免れるためにはいかなる労働苦も厭わないのにその労働苦にさえありつけず、ために沈淪していく人々、すなわち上述最下層の被救恤的窮民である。

ところで、近代のこのような狭義のすべての窮民を、あなどらず、みすてず、つねにすくいの手をさしのべる⁽⁸⁾ことが、所詮不可能なことはいうまでもなく、被救恤的窮民からさらにはじき出された人々は、無告者（何人にも告げ訴えて救いを求めることができない者）棄民（すてて顧みられない民）⁽⁹⁾となり果てて、社会の最深部にへどろとなって堆積する。

資本制生産様式は、このような無告・棄民を、われわれの小冊子が語るように、たんに個別の貧乏物語として生みだすのではない。それは大衆を社会を一括して寄辺なき境涯に追いこむ。100年前もそうだし、現在もまたことに然りである。小冊子も随所にとらえているが、労働者・貧民・棄民の住宅の状態は、けっして内的なものではなく、経済諸法則など知らなくとも、だれの眼にも明らかである。

マルクスはつぎのように述べる。

「富の進展に伴って、不良建築地区の取り払い、銀行や大商店などの巨大な建物の建築、取引上の往来やぜいたくな馬車のための道路の拡張、鉄道馬車の開設等々による諸都市の‘改良’（improvements）が行なわれ、そのために目に見えて貧民はますます悪い……片すみに追い込まれる。他方では、……住宅の高価はその質に反比例するのであって、貧困という鉱山は、かつてポトシの鉱山が採掘された時よりももっと多くの利潤ともっと少い費用とで家屋投機師たちの手で採掘されるのである」⁽¹⁰⁾

われわれはこの文章の語句をつぎのようにおきかえて読まなければならない。

取引上の往来 —→産業高速道路

ぜいたくな馬車のための道路 —→自動車道路

鉄道馬車

—→新幹線

家屋投機師

—→不動産取引業者

そして、法は民の訴えをつぎのように斥ける。

「東海道及び山陽新幹線沿線地区において、原告らと同様の被害を蒙っていると推認できるところも相当多数あり、……減速要求のある地区も少なからず存在しているのであるから、……いかなる地区においても、減速という運行対策のみが一律に現前し来るおそれのあることが十分に予想され……かくしては、被告(=国鉄)ないし一般大衆(=日本国民—相当多数の被害住民)に及ぼす影響が重大であり、……原告らの差止め請求は棄却を免れない」(11/IX/1980, 新幹線公害訴訟判決理由より、()内および傍点野崎)

かくして、「相当多数あり」「少からず存在している」被害住民は、公共性⁽¹¹⁾の名において「何人にも告げ訴えて救いを求めることができない」現代の無告・棄民となるのである。

ここに訳出した小冊子に登場する貧しい人々は、正しく無告・棄民と呼ぶに相応しい。しかしながら彼らの悲惨も、明らかに、18世紀から19世紀にかけて、はじめて産業革命をなしとげ、世界の工場と呼ばれるまでに隆盛の一途を辿る19世紀後半のイギリス産業資本が、現役労働者軍の廃兵院(das Invalidenhaus)として、また産業予備軍の死重(das tote Gewicht)として生み出したものにほかならない。

悲しいかな、われわれの小冊子の著者、Rev. ANDREW MEARNSにはこのような認識はなく、その悲惨が、「ひとつの見えざる(神の)手に導かれ」⁽¹²⁾ての利己心の自由な発露=利潤追求活動の結果であるにもかかわらず、この眼をおおうばかりの悲惨の救済を、同じその「神」の幻に求めるのである。

——教養部英語科池田先生より、Nicholson's *London street finder* を拝借し、利用させていただきました。——

注

- (7) (……die konsolidierte Übervölkerung), deren Elend im umgekehrten Verhältnis zu ihrer Arbeitsqual steht. (*Das Kapital*, Bd.I, S.673)
- (8) 〔莊子天道〕 吾不救無告, 不廢窮民
〔疏〕 百姓之中有貧窮者, 每加拯恤 (大修館, 『大漢和辞典』, 窮民の項, 傍点野崎)
- (9) () 内, 前出『大漢和辞典』訳
- (10) 全集, XX III -b, 857, 858.
- (11) 「公共性」は窮民にとってつねに両刃の剣である。訳注⑩議事録抄, 1866年法案第1読会, 1875年法案第1読会, 1882年特別委員会決議のイタリック部分参照。
- (12) Adam Smith, *The Wealth of Nations*, ()内野崎

『教養論叢』, 第21巻, 第2号, 研究ノート(1) 訂正
P.53 (訳注⑩5行目) 道德影響 →道徳的影響
P.58 (訳注補足, 旧約参照部) Noak →Noah

〔74 (484) ページの試算〕

- 前提 1. 「男」の言う1 兎 (20s.) は雇主の純利益
2. 両事例とも, 雇主は職人報酬の4倍の不変資本を投下する
3. 1 ギニー = 1 兎

男の事例

不変資本	報酬	利益	価格	利潤率	搾取率
12s.	+ 3s.	+ 20s.	=35s.	133%	667%

ブーツの事例

(注 文用)

21s.	+ 5¼s.	+ 33¾s.	=60s.	129%	643%
------	--------	---------	-------	------	------

(在庫用・工賃切下げで資本構成は高まる)

21s.	+ 4½s.	+ 34½s.	=〔60s.〕		
		〔9d. 金利〕			
21s.	+ 4½s.	+ 33¾s.	〔60s.〕	132%	750%

在庫用の場合, 雇主は全投下資本の在庫による損失を 9d. の工賃切下げでカバーした。その根拠は, もし金利年5%とすれば,

$$(21s. + 4\frac{1}{2}s.) \times 5\% = 1\frac{1}{4}s. \text{ (半年分は8d.)}$$

従って, 在庫を約半年と見込んでの工賃切下げと推定しうる。

以上の試算により, 「男」の言葉を「容易に信じることができ」よう。